

2021年

**「ヤングケアラー」
～ヤングケアラーの実態を知りケアマネとしての支援を探る～**

2022年1月20日

中野区主任ケアマネ連絡会・研修：鷺宮チーム

講師：・阿部祝子・大貫恵美・金澤暁子・齋藤澄恵・清水みゆき・鈴木茂子・千正英五・富澤博幸・中山大輔
・田中文子・高野光江・高橋昌代・高橋千津子・中舘由紀子・花崎元子・平野夕子・丸本たき子

目次

- 【1】 「ヤングケアラー」とは
- 【2】 「ヤングケアラー」の現状
映像
統計
事例／（1）（2）
- 【3】 研究調査に関して
- 【4】 地域共生社会とは
- 【5】 海外の取り込み
- 【6】 地域共生社会の実現
- 【7】 まとめ

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない
家族や障がいのある家族
のために通訳をしている



家計を支えるために労働
をして、障がいや病気の
ある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



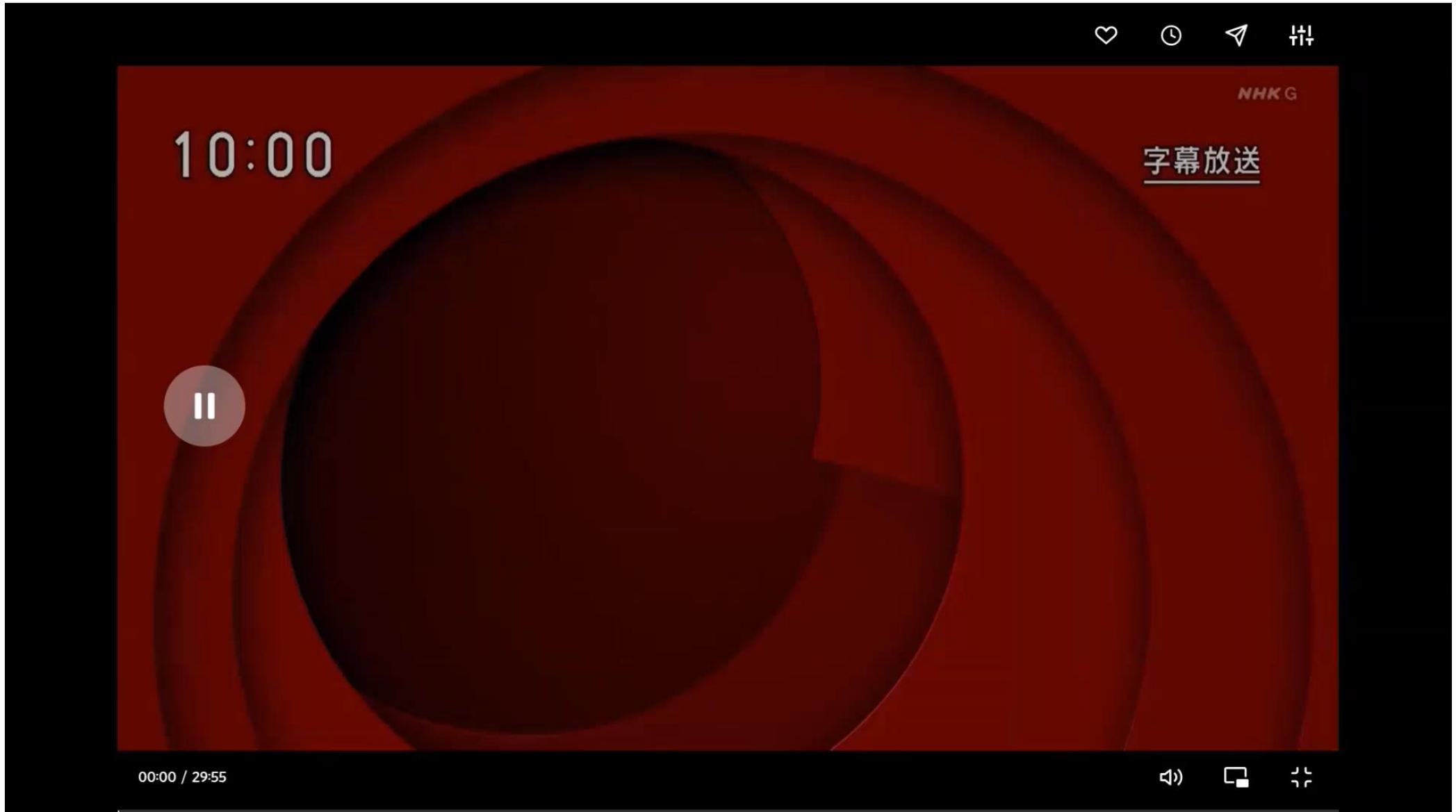
がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族
の身の回りの世話をして
いる



障がいや病気のある家族
の入浴やトイレの介助を
している

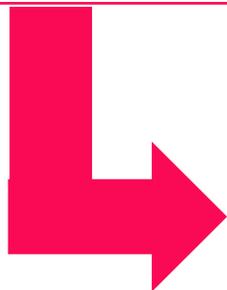


ヤングケアラー “SOSを発信できない”
いま大人がすべきこと

病気や障害のある 家族のケアを行う子どもたち

ヤングケアラー
“SOSを発信できない”
いま大人がすべきこと

いま
ケアマネ
がすべきこと



ヤングケアラー “SOSを発信できない”
支援のために大人がすべきこと

“おせっかいでいい”
周りの人は
積極的に関わって

カズヤさん

2) 「ヤングケアラー」の現状

2015年／日本で初めてヤングケアラーに関するアンケート調査が実施された。

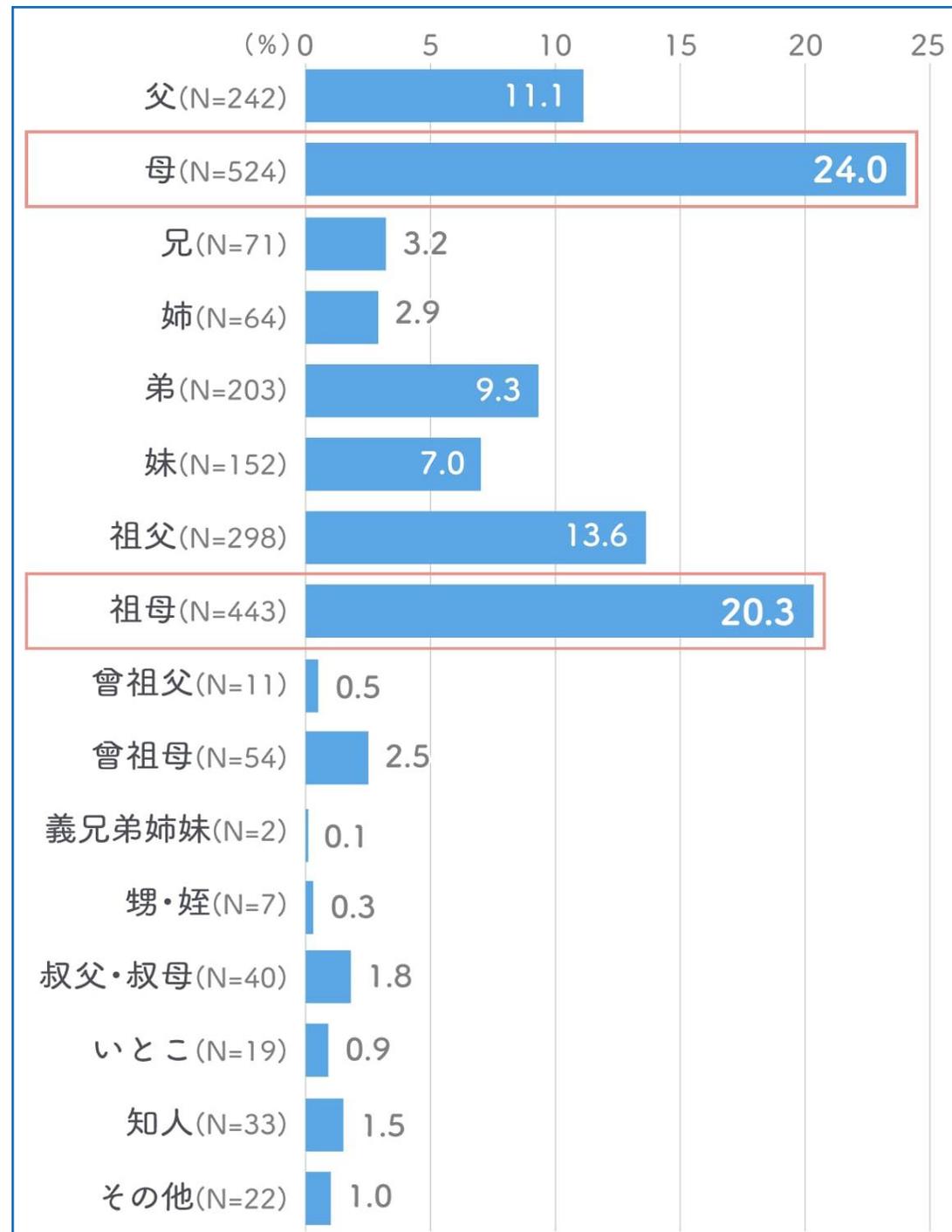
- ・新潟県南魚沼市の教員271名へのアンケート
- ・調査の対象は、新潟県の南部に位置する南魚沼市の公立小学校・中学校総合支援学校の全教員で、回答数は271。

- ①これまでに関わった生徒の中で、「家族の世話をしているのでは」と感じた生徒がいた…25.1%（68人）
- ②ケアをしている子供の性別（小学生）…女兒26人、男児10人
- ③ケアをしている子供の学年は、小学校高学年から増加傾向にある。
- ④ケアの対象者…母親22人、兄弟26人、複数名6人
- ⑤家族構成…ひとり親と子ども、の割合が最多（21人）。

2) 「ヤングケアラー」 の現状

「被介護者の続柄」 (複数回答)

出所：埼玉県ケアラー支援計画のための「ヤングケアラー
実態操作結果」を基に東洋経済作成



事例（1）

祖母の介護／18歳の孫が主介護者になり、大きな負担がかかっていた。

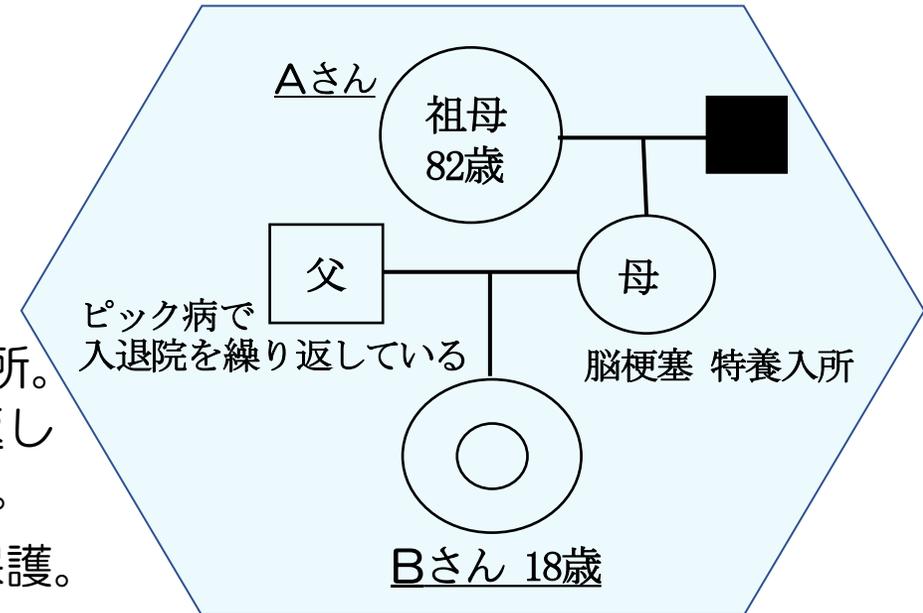
※2006年担当／まだ「ヤングケアラー」という概念がない時代であった。

○Aさん：82歳女性、要介護2
アルツハイマー認知症、
高血圧、白内障。

○主介護者：孫Bさん（18歳 女性）
学生（通信の福祉大学）。

○家族／：母親（Aさんの娘）／脳梗塞で特養入所。
：父親／ピック病等で入退院を繰り返し
「医療療養型」病院を検討中。

○経過：認知症の進行により、徘徊⇒警察に保護。
：便秘⇒下剤を大量に服薬し下痢。
：デイサービスから勝手に帰宅。ショートステイの拒否。



⇒Bさんは介護に疲弊、リストカット。

リストカットは、ショートステイの担当職員から知らされる。

OBさんが「介護疲弊」に陥る経過。

- 自身が多忙になってきた／
学校のスクーリングが始まった。
父親の「療養型施設」の選択、見学。
- 祖母の認知症の進行／
デイサービスやショートステイを拒否⇒勝手に帰ってきてしまう。
安定剤等、薬の服用に管理が必要。
施設入所に向けての検討会議等。

OBさんへのケア。

- 元々「心療内科」が必要な素因があったと分析／
「こころの相談室」の利用を勧める。
祖母の施設入所は、Bさんのせいではないと「精神的負担」を軽減。
⇒主治医がBさんに“認知症進行により在宅生活は限界”と話す。
⇒精神的負担を軽減。

- 結果：
- ・ 父親／療養型施設に入所
 - ・ 祖母／施設に入所
 - ・ Bさん／祖母の施設入所に納得
- ※母親は「特養」の入所継続

○考察：

- ・ このケースに関しては「ヤングケアラー」という概念がまだない頃でありケアマネとしても、被介護者Aさんの孫であるBさんを、一人の「主介護者」として見ていた。しかし、支援を進めていくうちに主介護者のBさんが未成年であるがゆえに経済的、精神的、自身の将来などさまざまな面で介護を担ってゆくには負担が大きすぎ、精神を病んでしまう結果となってしまった。
- ・ そこで、Bさんを含めた家族へのケアの会議が、精神科クリニック医師、区高齢者地域支援担当、地域包括支援センター長、保健福祉センター保健師のメンバーで行われ、被介護者はそれぞれ収まるところに納まり「ヤングケアラー」のBさんもその境遇から抜け出せ、一応の解決を見たのだが、これは、いみじくも、それから約10年後の2017年に厚生労働省が打ち出した「地域共生社会」の実現に向けての支援方法を実践していたことになり、自分としても「ヤングケアラー」のケースの一つの対応方法として、「地域共生社会」の実現の実践として経験を生かしていこうと思っている。

事例（2）

祖母の介護／介護していた母親が亡くなり、中学生の孫が主介護者になり、大きな負担がかかっていた。

※父親が、全ての介護サービスを拒否したことで介護サービスの介入がストップ。
被介護者の孫が、主介護者になってしまっていた。

○Aさん：94歳女性、要介護4
認知症／昼夜逆転。

○主介護者：孫Bさん（13歳 女性）、中学2年生。

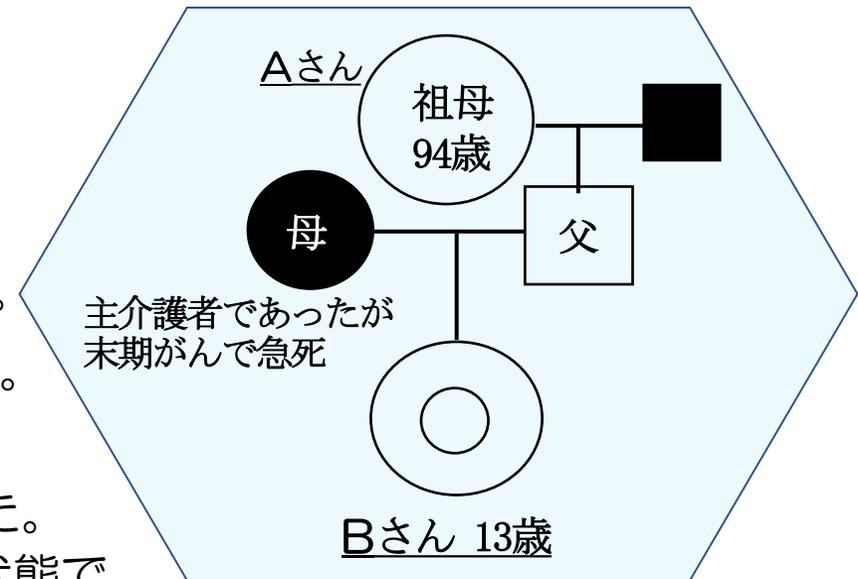
○家族／：父親（Aさんの息子）／夜勤の仕事に従事。

○経過：主介護者の母（Aさんの息子の妻）が、
末期がんで死亡。主介護者が父親になった。

⇒Aさんはおむつ使用のほぼ寝たきり状態で

「訪問看護」「訪問介護」で支援していたが、父親が留守に他者が家に入る事を嫌い、介護サービスを断ってしまった。

⇒介護の全てを、孫のBさんが背負うことになった。



Bさんが「ヤングケアラー」になる経過。

- 主介護者である母親の死／
末期がんでの急死。Bさんと介護が必要な祖母と、父親が残された。
- 父親の性格／頑固で怒りっぽい。
Bさんは父親の顔色をうかがいながらビクビク生活している。
- 経過／
父親は、不在時に他者が家に入る事を嫌い、介護の介入を全て断ってしまう。
⇒Bさんが介護を担う事なり、学業を含め負担が多くなっていく。
- Bさんの状態／
目を開けたまま意識が飛んでいる状態。
寝不足、食事バランスが悪い、などで健康を損ね、将来の不安などの訴えも。

Bさんが「ヤングケアラー」から救われた経過

学校の教師が、Bさんを「ヤングケアラー」ではないかと、気づいた

↓
通報

子ども家庭支援センター

→ 連携

高齢者支援課

↓
地域包括支援センター

父親と面談⇒説得

⇒「介護サービス」を受け入れる事に承諾

⇒より介護がしやすいように

- ・夜の仕事を辞めた
- ・マンションに転居

- 結果：
- ・祖母／介護サービスを利用し、専門職の介護を受けながら在宅生活継続
 - ・父親／母親の主介護者として関わっている
 - ・Bさん／祖母の介護から解放されて、子どもとしての生活の中、学業にも専念できている

○考察：

- ・まず、主介護者の母が亡くなり、父が介護の介入を断ってしまった時点で、ケアマネを軸に「地域包括支援センター」「区の高齢福祉課」との連携が必要だったと考えられる。
- ・母親の死に対しての“グリーフケア”も必要だったと考えらる。
- ・ヤングケアラーの存在の裏に、さまざまな問題がある事を探り、解決の糸口を探らなければならない。

⇒ケアマネとして“グリーフケア”に対してどう動くのか、ケアマネとしての「スキルの向上」も課題。

Bさんが「ヤングケアラー」から救われた経過

学校の教師が、Bさんを「ヤングケアラー」ではないかと、気づいた

↓
通報

子ども家庭支援センター

→ 連携

高齢者支援課

↓
地域包括支援センター

父親と面談⇒説得

⇒「介護サービス」を受け入れる事に承諾

⇒より介護がしやすいように

- ・夜の仕事を辞めた
- ・マンションに転居

- 結果：
- ・祖母／介護サービスを利用し、専門職の介護を受けながら在宅生活継続
 - ・父親／母親の主介護者として関わっている
 - ・Bさん／祖母の介護から解放されて、子どもとしての生活の中、学業にも専念できている

○考察：

- ・まず、主介護者の母が亡くなり、父が介護の介入を断ってしまった時点で、ケアマネを軸に「地域包括支援センター」「区の高齢福祉課」との連携が必要だったと考えられる。
- ・母親の死に対しての“グリーフケア”も必要だったと考えらる。
- ・ヤングケアラーの存在の裏に、さまざまな問題がある事を探り、解決の糸口を探らなければならない。

⇒ケアマネとして“グリーフケア”に対してどう動くのか、ケアマネとしての「スキルの向上」も課題。

ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書

(1) 調査目的

全国の市町村要保護児童対策地域協議会を対象に、一昨年度、昨年度に引き続き、要保護児童対策地域協議会の実態や取り組み状況を把握するため調査を実施するとともに、「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態をより正確に把握するため、別途、実施している、教育現場及び、中高生へのアンケート調査の結果をもとに、「ヤングケアラー」と思われる子どもを早期発見し、対応できる仕組みづくりの検討を行うため、アンケート調査を行う。

(2) 調査方法

全国の要保護児童対策地域協議会に対し郵送でアンケート調査票を配布、郵送にて調査票を回収。(一部メールにて回収)

◆期間：令和3年1月25日～令和3年2月26日

◆回収状況：

発送数	有効回答数	回収率
1,741 件	923 件	53.0%

「ヤングケアラー」と思われる子どもの登録件数

		「ヤングケアラー」と思われる子ども数が0人	「ヤングケアラー」と思われる子どもが1人以上いる			「ヤングケアラー」と思われる子ども数が無回答	合計
			1～5人	6～10人	11人以上		
令和元年度実績	回答自治体数 （「ヤングケアラー」と思われる子ども数）	509 自治体 （ 0 件）	252 自治体 （569 件）	48 自治体 （379 件）	41 自治体 （1,226 件）	73 自治体 （ - ）	923 自治体 （2,174 件）
	（参考）要保護・要支援・特定妊婦登録件数	34,747 件	110,724 件 うち要保護・要支援・特定妊婦登録件数 無回答 3 自治体 0 自治体 0 自治体			46,969 件	192,440 件
（参考）平成30年度実績	回答自治体数 （「ヤングケアラー」と思われる子ども数）	375 自治体 （ 0 件）	170 自治体 （343 件）	26 自治体 （200 件）	23 自治体 （1,198 件）	113 自治体 （ - ）	707 自治体 （1,741 件）
	（参考）要保護・要支援・特定妊婦登録件数	21,484 件	54,721 件 うち要保護・要支援・特定妊婦登録件数 無回答 1 自治体 0 自治体 2 自治体			52,398 件	128,603 件

総務省が2017年に行った「平成29年就業構造基本調査」⇒15～29歳の介護者が21万100人

「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として 関係機関に期待する事

1) 学校に対して期待する事

2) ケアが必要な家族に関わっている機関に対して期待すること

①保育所・幼稚園など／きょうだいの世話をしているヤングケアラーに係っている。

②保健センター／きょうだいの世話、精神疾患の家族の世話等をしているヤングケラーに係っている。

③医療機関／精神疾患の家族の世話等をしているヤングケアラーに係っている。

④ケアマネなど／高齢や認知症の家族介護等をしているヤングケアラーに係っている。

ケアマネなどに対して期待する事 (高齢や認知症の家族介護等をしているヤングケアラーなどの支援)

○「ヤングケアラー」の概念の認識・理解、関係機関との情報連携

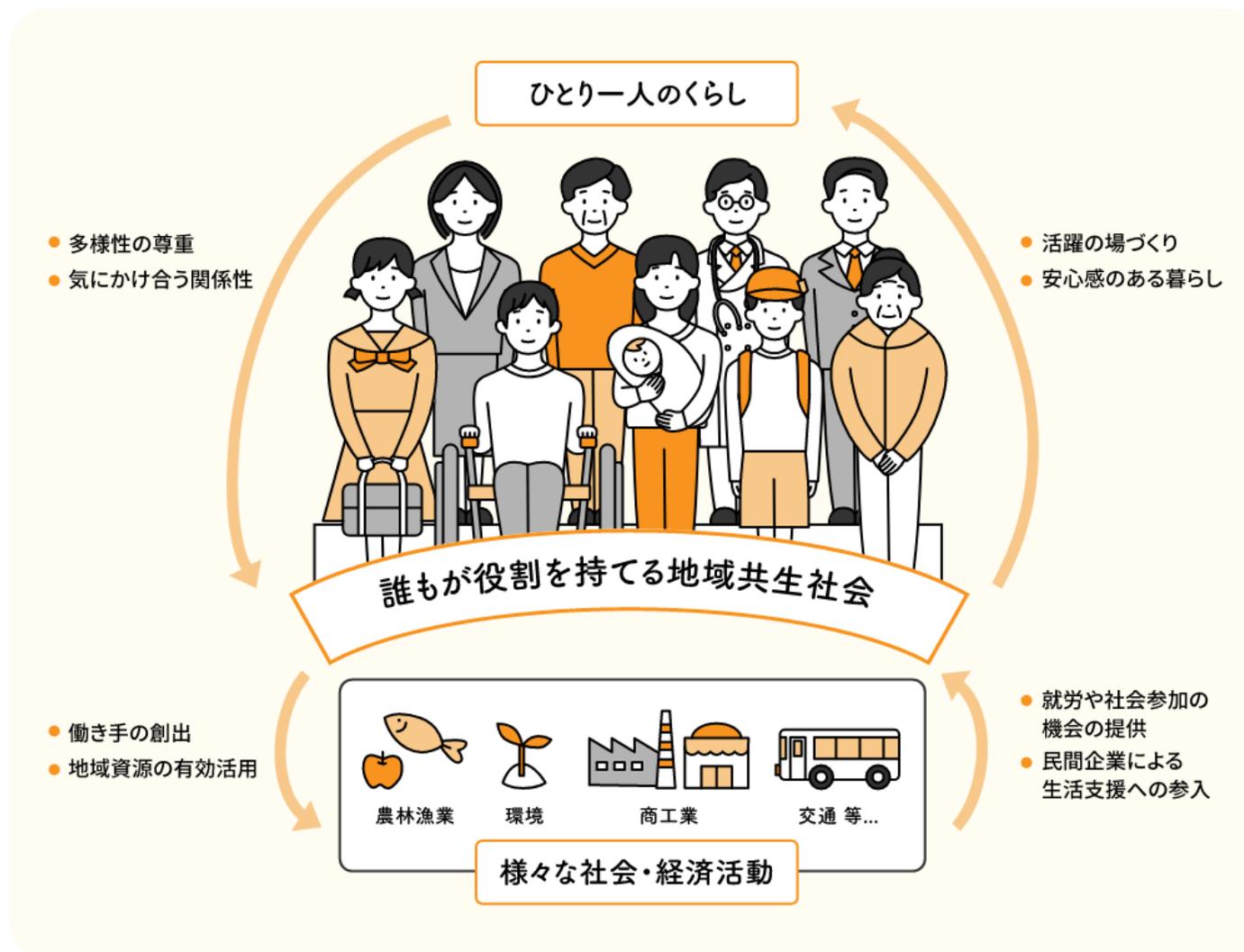
- ①ケアを要する人と一番接点のある人なので、「ヤングケアラー」の概念を知ってもらうことが、支援につながる。
- ②「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識をもち、子どもが家族介護を主として行っており日常生活に支障が出ている場合を把握したときは、可能な範囲で家庭環境等の確認を行うこと。
- ③家族の中に入り込みやすい職種のため「ヤングケアラー」の概念を理解してもらい、必要があれば連携してほしい。
- ④「ヤングケアラー」という概念を認識し、関わる家庭の中に該当すると思われる児童がいた場合には速やかに情報提供をすること。
- ⑤家庭の中で子どもが主な介護を担っている場合、相談先等について情報提供してほしい。
- ⑥ヤングケアラーと思われる子どもを把握した場合に、行政や他の関係機関へ適切な情報提供を行い、チームでヤングケアラーに介入できるきっかけをつくってほしい。
- ⑦CSW が定期的開催しているセーフティーネット会議で支援策を検討してほしい。
- ⑧家庭のモニタリング、情報提供をはじめとした支援方針への協力。
- ⑨ケアマネは、家庭内の困難な状況を把握しやすいので、その家庭に対する様々な行政サービスや、必要に応じて医療機関の紹介などができるよう期待したい。

○ヤングケアラーの相談相手

- ①高齢・認知症の家族が利用できるサービスを家族へ情報提供する。対象児童の家族が信頼できる相談者となる。対象児童が手助けを求められること、孤立しないことを促す。
- ②ヤングケアラーへケアの期待を家族が持っていないかの視点を持ちながら、よく聞き取り、未然に防ぐ介入をしていただくこと。兆候なども気づいたら、その時点で要対協へ情報共有してほしい。

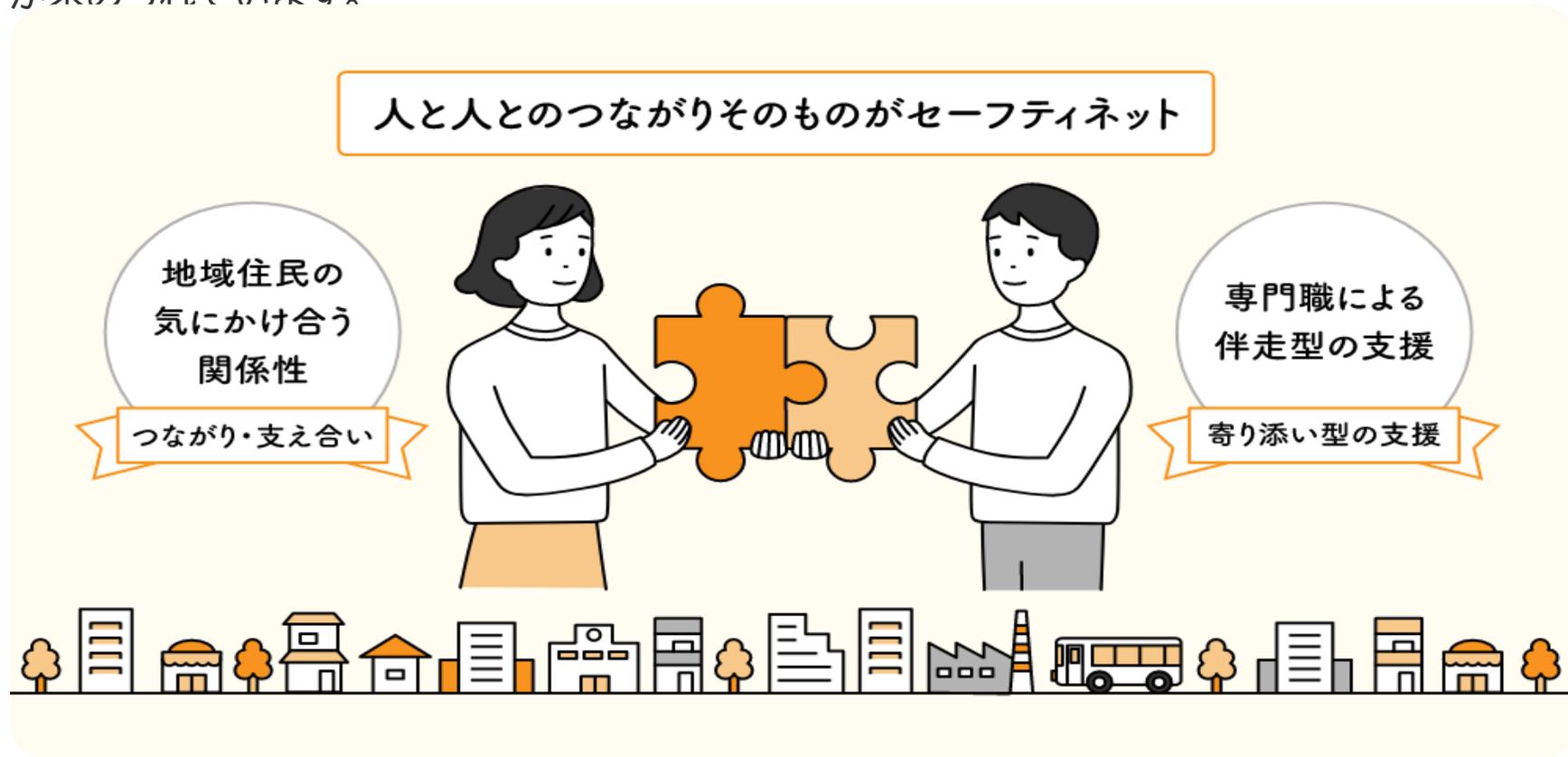
「地域共生社会とは」

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



「地域共生社会」の実現に向けた取組の経緯

高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。



地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

1

国がまとめた「ヤングケアラー」への4つの支援策

- 1) 早期把握／教育関係者、医療・介護・福祉の関係者、児童委員や子ども食などを対象に、研修を実施し、ヤングケアラーへの理解を深めてもらう。
- 2) 相談支援／家族の世話や介護を経験した人などが、対面だけでなく、SNSなどオンラインで相談を受け付ける取り組みを進める。
- 3) 家事育児支援／家庭での家事や育児を支援する新たなサービスを創設する。
- 4) 介護サービスの提供／子どもが主に介護を担っている家庭には子どもによる介護を前提とせず、在宅むけの介護サービスの提供を十分に検討するよう、自治体などに周知する。

世界の「ヤングケアラー」支援状況

	支援状況	該当国
レベル1	「持続的な支援が講じられている」	該当なし
レベル2	「先進的な支援が講じられている」	イギリス
レベル3	「中程度の支援が講じられている」	オーストラリア、ノルウェー、スウェーデン
レベル4	「支援が準備段階にある」	オーストリア、ドイツ、ニュージーランド
レベル5	「支援が必要だという認識が広がりつつある」	ベルギー、アイルランド、イタリア、サハラ砂漠以南のアフリカ、スイス、オランダ、アメリカ
レベル6	「支援が必要だという認識が起きつつある」	ギリシャ、フィンランド、アラブ首長国連邦、フランス
レベル7	「支援の動きなし」	その他の国

※2016年にベッカー教授が発表した論文に基づく。ベッカー教授によると、この時点で日本はレベル7に該当するという。



○ヤングケアラーを支える / 日本看護協会出版会

○ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実

○ヤングケアラーわたしの語り 子どもや若者が経験した家族のケア・介護 / 澁谷智子 著



元ヤングケアラーの藤木和子さん = 埼玉県上尾市で2021年11月12日午後4時14分、岡礼子撮影

毎日新聞 / 2021年11月11日



記者の質問に答える元ヤングケアラーで俳優の山崎育三郎さん = 東京都目黒区で2021年、玉城達郎撮影

毎日新聞 / 2021年3月13日

別紙)

ヤングケアラーに関する助成事業内容の詳細

(1) (一社) 日本ケアラー連盟

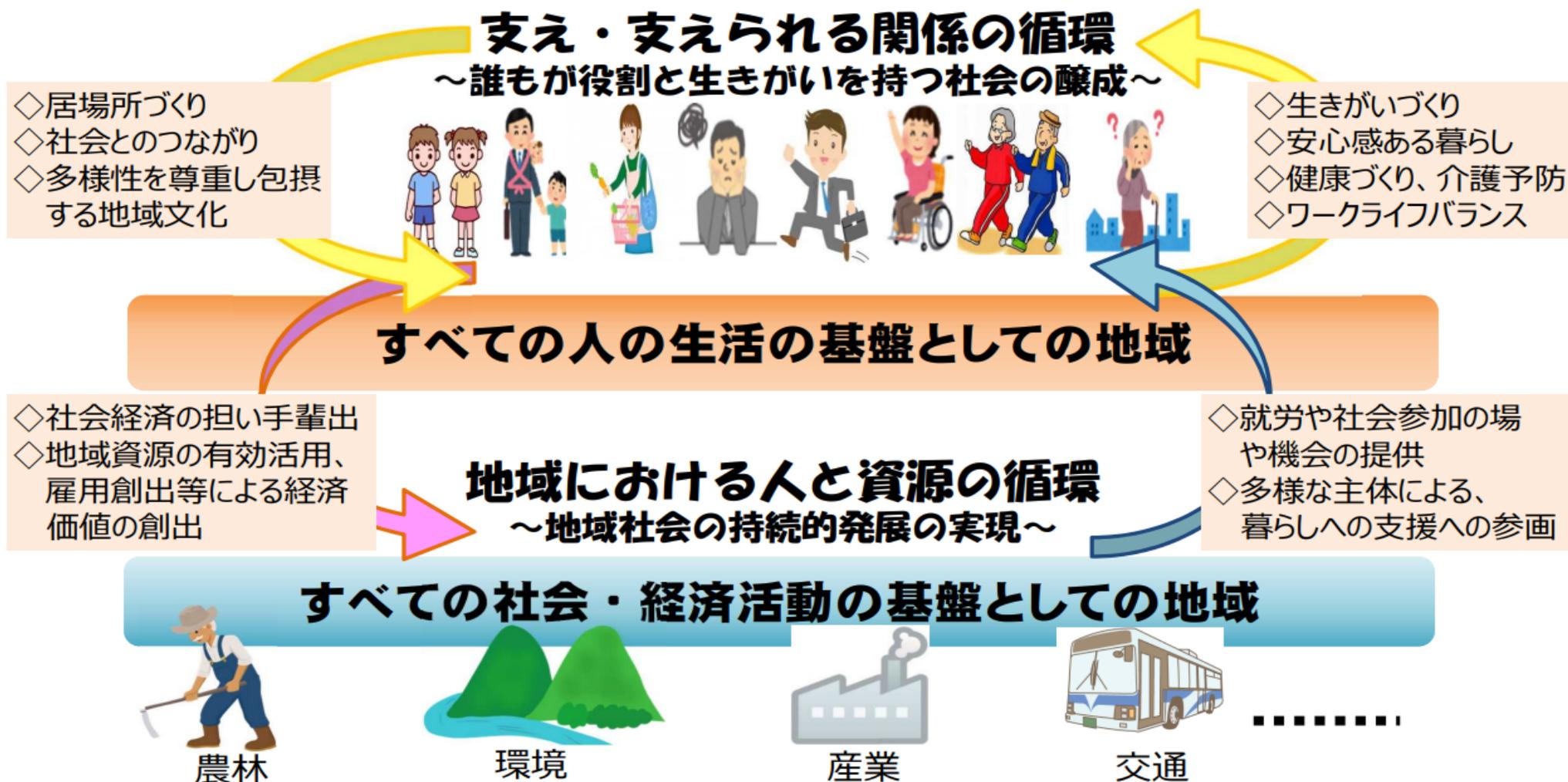
団体紹介	組織内外で構築されたケアラー・ヤングケアラーに関する研究者、大学教授等とのネットワークをもとに、ケアラーやヤングケアラーに関する調査研究・政策提言、支援ツールの開発などを行っており、施策や制度面からのアプローチを得意とする団体
事業名	ヤングケアラー支援施策推進のための普及啓発
助成金額	846万円
事業期間	2021/09/21～2023/03/31
事業内容	<p>1. ヤングケアラーの現状と課題、必要な支援に関する研修動画の作成、普及 対象者：自治体、福祉・教育関係者、市民等</p> <p>2. ヤングケアラー支援に関するアドバイザーの養成（養成プログラム作成、養成研修実施） 対象者：福祉・教育の専門職等</p> <p>3. ヤングケアラー支援に関するテキストの作成、配布 対象者：養成研修受講者、希望者等</p>

(2) (一社) ケアラーアクションネットワーク協会

団体紹介	ヤングケアラーの居場所支援や、イギリスで開発されたヤングケアラー支援のための講師育成プログラムの導入・提供などを行っており、当事者の気持ちやニーズをすくいあげた、ヤングケアラーへの直接的な支援や研修に長けた団体
事業名	ヤングケアラー支援を目的とした研修・普及啓発および当事者向けプログラムの実施
助成金額	629万円
事業期間	2021/09/21～2022/03/31
事業内容	<p>1. ヤングケアラーに関する支援の繋げ先等を学ぶ、研修動画の作成 対象者：教職員、スクールソーシャルワーカー等</p> <p>2. ヤングケアラー向けプログラム（ACTIO）の実施に向けた調査、講師育成 調査：10代の通信環境、情報収集ツール等について 講師育成：自己肯定感向上や自己実現を後押しする講師育成プログラムの実施</p> <p>3. ヤングケアラー支援の普及を目的とした啓蒙イベントの実施 対象者：保護者、学校・行政関係者等</p>

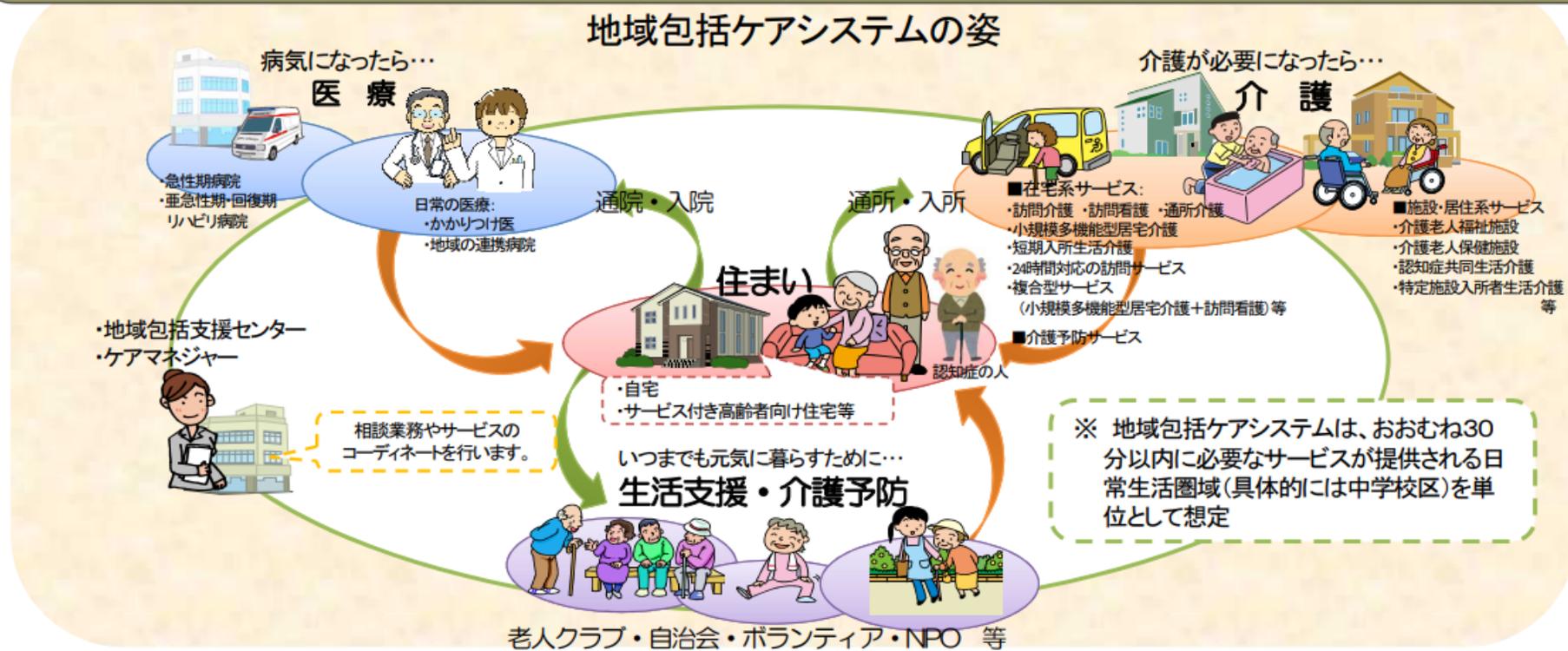
地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



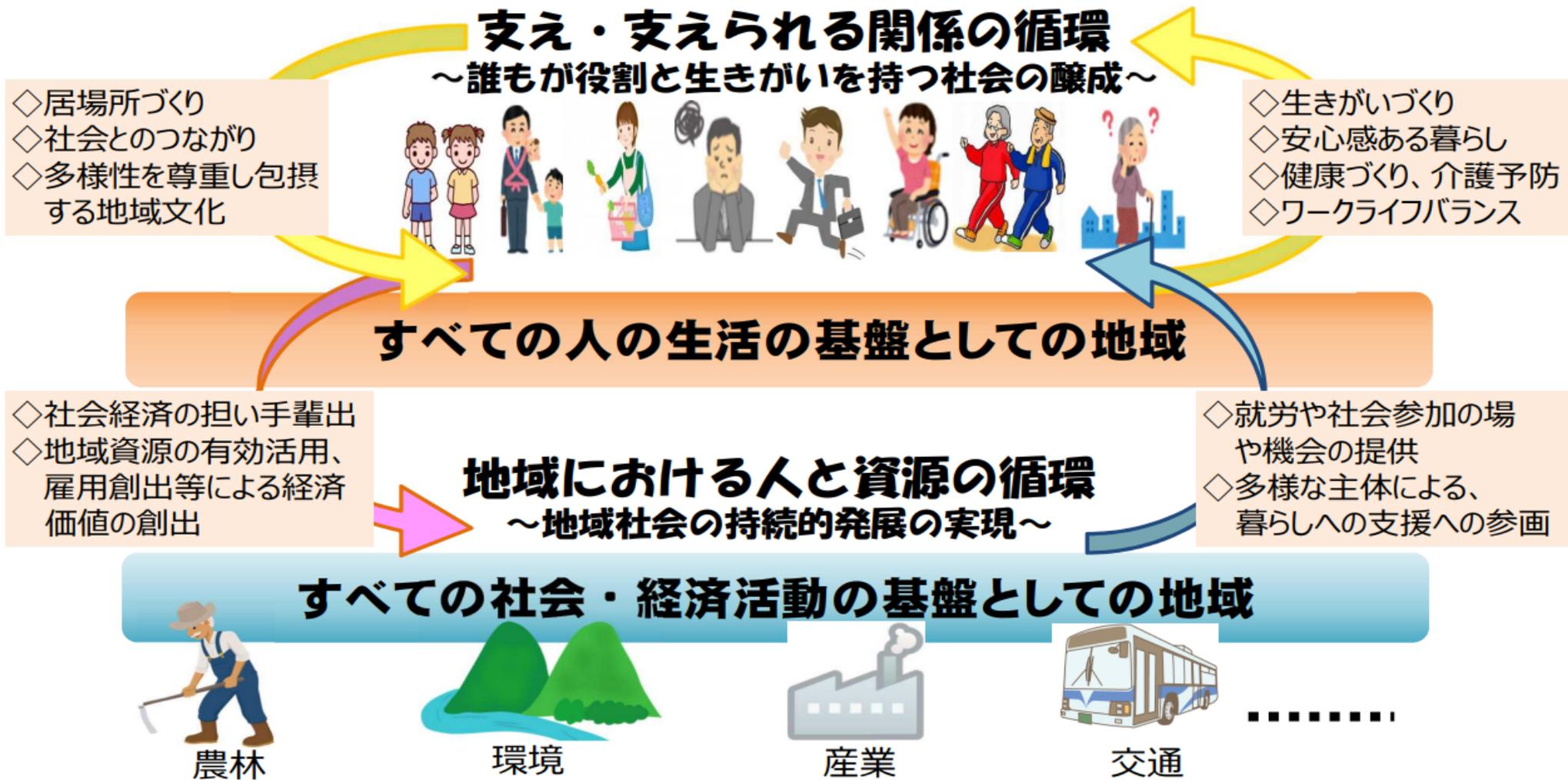
地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

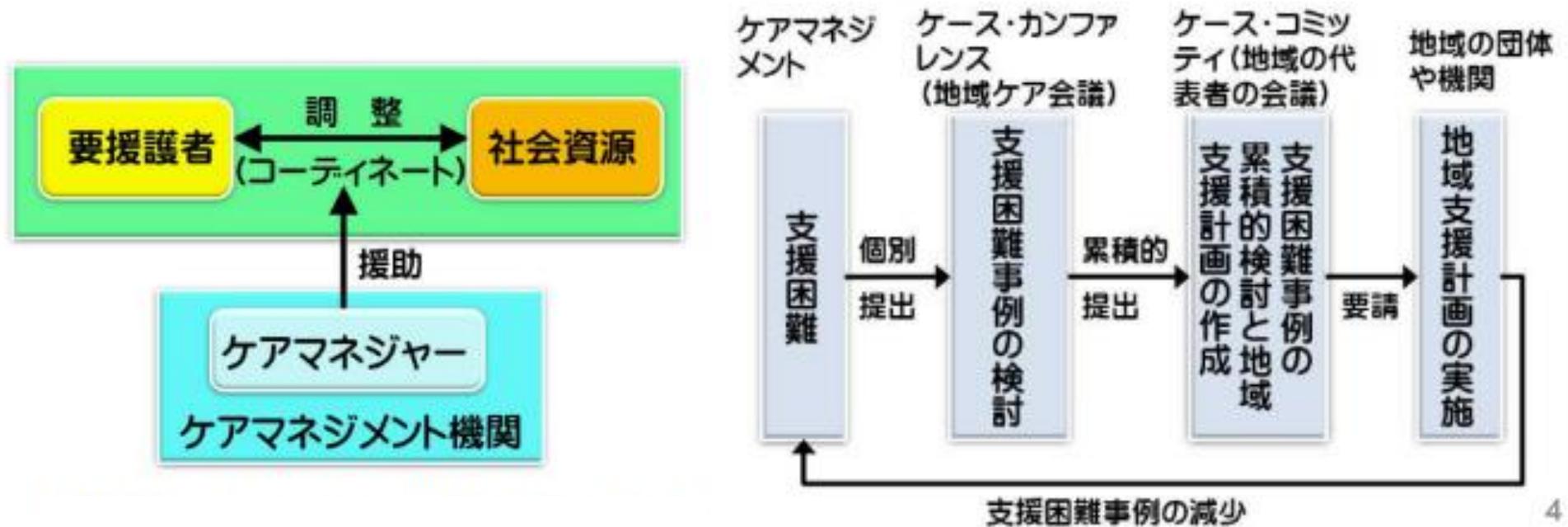


ケアマネとしての「俯瞰的」視点

- 「利用者をケアしているのは誰か？」
- 「各種サービスでフォローしきれていない部分はどうしているのか？」
- 「家族内での役割分担はどうなっているか？」
- 「特定の介護者に負担が偏ってはいないか？」
- 「利用者を含めた家族全員、それぞれの生活が自分らしく歩めているか」

ケアマネジメントの定義

- 「対象者の社会生活上での複数のニーズを充足させるため適切な社会資源と結びつける手続きの総体」



ご清聴ありがとうございました

日々、研鑽を重ね
「ケアマネジメント」を
極めましょう！

- ◎□般社団法人□□本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga
- クローズアップ現代 / 2021年5月13日(木) ヤングケアラー いま大人がすべきこと
- 東洋経済education×ICT
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」 報告書 (R3年3月)
- 厚生労働省：地域共生社会のポスターサイト
- NHK首都圏ナビWEBレポート
- 毎日新聞
- 「ヤングケアラーを支える」 出版社: 日本看護協会出版会
- 「ヤングケアラー」 介護を担う子ども・若者の現実 / 澁谷智子 著
- 「ヤングケアラーわたしの語り」 子どもや若者が経験した家族のケア・介護 / 澁谷智子
- 日本財団；別紙「ヤングケアラーに関する助成事業内容の詳細」
- 厚生労働省：これからの地域づくり戦略
- 白澤政和『ケースマネジメントの理論と実際』 中央法規

